

資料編



明和町子ども・子育て会議条例

(平成 25 年 9 月 11 日明和町条例第 21 号)

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）

第 77 条第 1 項の規定に基づき、明和町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(用語)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(所掌事項)

第 3 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号に規定する事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本町の子ども・子育て支援施策に関し、町長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第 4 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し、学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 教育関係者
- (4) 保育関係者
- (5) 子どもの保護者
- (6) その他町長が必要があると認める者

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 6 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、町長が行う。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、子ども・子育て会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(明和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 明和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年明和村条例第9号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

明和町子ども・子育て会議委員名簿

区 分	No.	委 員 名	所属団体・役職名 等	備 考
学 識 経 験	1	竹越 亨	医師	
	2	竹内 好美	学識経験者	会長
子育て支援事業	3	矢之貴 洋子	民生児童委員 会長	副会長
	4	石原 恵子	主任児童委員 代表者	令和元年 11月30日まで
		柿沼 明美		令和元年 12月1日から
5	澁澤 之子	母子保健推進員 会長		
教 育 関 係	6	野木村 崇	小・中学校長代表	
	7	櫻井 義久	こども園長	
保 育 関 係	8	中島 美香	子育て支援センター	
	9	大久保 慶子	東部学童保育所保護者 代表	
	10	川島 和恵	西部学童保育所保護者 代表	
子どもの保護者	11	萬行 瑞紀	こども園PTA会長	
	12	木村 有一	明P連会長	
そ の 他	13	金子 昌弘	労使教育委員会 会長	
	14	田口 裕子	公募	

第2期明和町子ども・子育て支援事業計画策定経緯

開催日等	会議内容
平成31年1月24日 ～2月13日	子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査実施
平成31年3月25日	明和町子ども・子育て会議開催 ・子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の結果について ・第2期明和町子ども・子育て支援事業計画策定のスケジュールについて
令和元年9月30日	明和町子ども・子育て会議開催 ・第2期明和町子ども・子育て支援事業計画の骨子案について ・今後のスケジュールについて
令和2年1月30日	明和町子ども・子育て会議開催 ・第2期明和町子ども・子育て支援事業計画の素案について ・今後のスケジュールについて
令和2年2月10日 ～2月28日	パブリックコメント実施（意見等なし）
令和2年3月19日	明和町子ども・子育て会議（書面決議にて承認） ・第2期明和町子ども・子育て支援事業計画修正（案）について

用語集

用語	解説
1号認定児童	満3歳以上で教育のみを必要とする児童。
2号認定児童	満3歳以上で施設等での保育を必要とする児童。
3号認定児童	満3歳未満で施設等での保育を必要とする児童。
トワイライトステイ	保護者が仕事等の理由により、平日の夜間や休日に不在となり一時的に養育が困難になった場合、児童養護施設等で保護し生活指導や食事の提供をする事業。
ファミリー・サポート・センター事業	仕事と育児の両立等のため、育児支援・家事支援を必要とする住民が、育児支援・家事支援を提供できる住民から子育て支援を受ける事業。
育児休業制度	育児・介護休業法に規定される、子どもが生まれた後、1歳に達する日（両親ともに育児休業を取得した場合は、1歳2か月に達する日。保育所に預けられない等の事情がある場合は、最長1歳6か月に達する日。）まで、子どもの養育のために勤務を休業することができる制度。
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子どもの数に相当する。
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）	やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や家庭、地域、自己啓発のための個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、社会全体で仕事と生活の双方の調和を実現させようという考え方。
子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者が病気や仕事、出産、育児疲れ等で一時的に養育することができなくなった児童を、児童養護施設等で預かる事業。
児童養護施設	児童福祉法第41条の規定に基づき、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とした施設。

用語	解説
地域型保育事業	子ども・子育て支援法に規定される、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業のこと。
地域子ども・子育て支援事業	<p>子ども・子育て支援法第59条に規定される以下の13事業のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①利用者支援事業 ②延長保育事業 ③実費徴収に係る補足給付を行う事業 ④多様な事業者の参入促進・能力活用事業 ⑤放課後児童健全育成事業 ⑥子育て短期支援事業 ⑦乳児家庭全戸訪問事業 ⑧養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ⑨地域子育て支援拠点事業 ⑩一時預かり事業 ⑪病児保育事業 ⑫子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ⑬妊婦健康診査
地域子育て支援拠点事業	乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業。
特定教育・保育施設	県が認可し、市町村による確認を受け施設型給付の対象となった施設。
特定地域型保育事業	市町村による認可・確認を受け地域型保育給付の対象となった事業。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる事業。
認可	行政が各事業について基準に当てはまっていると認めること。

用語	解説
病児・病後児保育事業	児童が病中又は病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行うという保育サービス。
放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業。
幼稚園、認定こども園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	通常の教育時間の前後や、土曜・日曜・長期休業期間中に幼稚園や認定こども園が行う一時預かり事業。
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、庁内の関係部局のほかに、警察署、民生委員児童委員協議会、保育所、幼稚園、医療機関等の様々な関係機関が参加し、要保護児童等に関する情報共有、支援内容の協議等を行う協議体。
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。
利用者支援事業	子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業。
量の見込み	ある事業をどのくらいの人が使いたいと考えているかの見込み数。「現在の利用状況」とニーズ調査等で把握される「今後の利用希望」を踏まえ算出することを基本とする。